

## 議 案 第 48 号

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう

に定める。

令和4年12月7日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

### 提 案 理 由

市民の利便性の向上を目的として、マイナンバーの独自利用事務について、公的給付支給等口座登録簿関係情報の利用を可能とするため。

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年松戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前			改正後		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
(略)			(略)		
38	市長	(略)	38	市長	(略)
			39	市長	松戸市高校生等医療費の助成に関する規則（令和4年松戸市規則第43号）による高校生等医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査又は特定健康指導に関する事務であつて規則で定めるもの	1	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査又は特定健康指導に関する事務であつて規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年の法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項			地方税法（昭和25年の法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下

		(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの			「住民票関係情報」という。)又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	松戸市心身障害児福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの	2 市長	松戸市心身障害児福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		
4 市長	松戸市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの	4 市長	松戸市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	松戸市ねたきり身体障害者等福祉手当支給条例によるねたきり身体障害者等福祉手当の支給に	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの	5 市長	松戸市ねたきり身体障害者等福祉手当支給条例によるねたきり身体障害者等福祉手当の支給に	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

	関する事務であって規則で定めるもの	
6 市長	松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
7 市長	松戸市難病者援護金支給条例による難病者援護金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	松戸市障害者施設等通所交通費助成規則による交通費	住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの

	関する事務であって規則で定めるもの	
6 市長	松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険給付関係情報」という。)又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	松戸市難病者援護金支給条例による難病者援護金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	松戸市障害者施設等通所交通費助成規則による交通費	住民票関係情報、障害者関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって

		の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)			
1 2	市長	松戸市心身障害者一時介護料助成金等支給規則による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
1 3	市長	松戸市高齢者・障害者住宅改修助成金支給規則による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
(略)			
1 5	市長	松戸市子ども医療費の助成に関する規則による子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
1 6	市長	松戸市障害者グループホーム等家賃助成金支給規則による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

		の助成に関する事務であって規則で定めるもの	規則で定めるもの
(略)			
1 2	市長	松戸市心身障害者一時介護料助成金等支給規則による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、障害者関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
1 3	市長	松戸市高齢者・障害者住宅改修助成金支給規則による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
(略)			
1 5	市長	松戸市子ども医療費の助成に関する規則による子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険給付関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
1 6	市長	松戸市障害者グループホーム等家賃助成金支給規則による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

	もの	
(略)		
18 市長	松戸市家具転倒防止器具等取付費助成金支給規則による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
(略)		
21 市長	松戸市被災者生活再建支援金支給規則による支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
(略)		
23 市長	ひとり親家庭支援事業に係る医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
(略)		
30 市長	任意予防接種事業に係る予防接種に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
31 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行	地方税関係情報、住民票関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育

	もの	
(略)		
18 市長	松戸市家具転倒防止器具等取付費助成金支給規則による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
(略)		
21 市長	松戸市被災者生活再建支援金支給規則による支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
(略)		
23 市長	ひとり親家庭支援事業に係る医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険給付関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
(略)		
30 市長	任意予防接種事業に係る予防接種に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
31 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行	地方税関係情報、住民票関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育

	う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの		う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの		
32	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護法による保護の実施（生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施を含む。）に関する情報であって規則で定めるもの	32	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護法による保護の実施（生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施を含む。）に関する情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
(略)				(略)			
34	市長	私立幼稚園預かり保育事業に係る幼稚園預かり保育料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は子育てのための施設等利用給付関係情報であって規則で定めるもの	34	市長	私立幼稚園預かり保育事業に係る幼稚園預かり保育料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、子育てのための施設等利用給付関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
(略)				(略)			

36	市長	認可外保育施設利用者負担軽減事業に係る認可外保育施設の利用者負担に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
(略)			
39	市長	(略)	
36	市長	認可外保育施設利用者負担軽減事業に係る認可外保育施設の利用者負担に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
(略)			
39	市長	(略)	
40	市長	松戸市高校生等医療費の助成に関する規則による高校生等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険給付関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の別表第1の規定及び別表第2の規定（40の項を追加する部分に限る。）は、令和4年7月1日から適用する。